

生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の認定申請について

大阪府福祉部 地域福祉推進室

地域福祉課 地域福祉支援グループ

1. 申請受付等について

(1) 受付時間について

- ・受付時間：9時30分から17時30分まで

(2) 認定について

- ・申請を受理した日から可能な限り速やかに認定します。

(3) 申請方法について

- ・郵送による場合は、下記までご送付ください。
 - ※なお、送付に際しては書留等紛失の恐れのない方法でご送付ください。
- ・来庁して提出する場合は、必ず事前に電話にて予約をお願いします。
 - ※予約されていない場合、受付できない場合もありますのでご注意ください。

◇提出先及び問合せ先

【住所】

〒540-8570

大阪市中央区大手前二丁目 府庁別館8階

大阪府福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 地域福祉支援グループ

生活困窮者就労訓練事業認定担当 あて

【電話番号】

TEL 06-6941-0351 (内線2489・2423)

直通 06-6944-7618

※お電話は、9時30分から17時30分までの間にお願いします。

2. 認定申請について

(1) 認定について

認定は、大阪府が行います。ただし、所在地が指定都市（大阪市及び堺市）及び中核市（豊中市、高槻市、東大阪市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び吹田市）にある事業所については、それぞれの市が行います。

(2) 認定の対象について

認定は、事業所ごとに行います。ただし、同一法人が、大阪府内（指定都市及び中核市を除く）に立地する複数の事業所において就労訓練事業を実施する場合は、複数の事業所をまとめて申請することができます。

申請書の作成方法等については、記入例にてご確認ください。

(3) 認定基準の内容については、以下のとおりです。

<就労訓練事業者に関する要件>

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

※例えば、就労支援体制、訓練や支援付雇用における具体的な作業の内容、利用状況等について、ホームページ等において公開すること。

- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

エ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

キ 破産者で復権を得ない者

ク 役員のうちアからキまでのいずれかに該当する者がある者

ケ 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去5年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

<就労等の支援に関する要件>

就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、

次に掲げる措置を講じること。

- ① ②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者（就労支援担当者）を配置すること。
- ② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
 - イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援について必要な措置を講じること。

<安全衛生に関する要件>

就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法第9条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

<災害補償に関する要件>

就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

※申請にあたっては上記基準のほか、当該基準を補足し認定を受けた事業者が順守すべき事項を定めている「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン（平成30年10月1日付け社援発第1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知）」を併せてご確認ください。

3. 認定申請に必要な書類と留意事項について

(1) 必要な書類について

認定申請の手続きに必要な書類は、以下(①及び②)のとおりです。

①生活困窮者就労訓練事業認定申請書(様式第二号)

(ア) 就労訓練事業を行う者(申請者)の名称

(イ) 就労訓練事業を行う者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第39条の規定により国税庁長官が指定した法人番号)

(ウ) 就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先

(エ) 就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁

(オ) 就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名

(カ) 就労訓練事業が行われる事業所の名称

(キ) 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先

(ク) 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名

(ケ) 就労訓練事業の定員の数

※ただし、定員10名以上で行う場合は、事業開始の日から一月以内に、第二種社会福祉事業開始届(認定生活困窮者就労訓練事業(10名以上の定員を設定する事業所))の提出が必要。

(コ) 就労訓練事業の内容

(サ) 就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

②添付書類

添付書類	要件等
1. 法人の全部事項証明書(原本) ※発行日より、3か月以内の証明書	(ア) 法人格を有すること
2. 事業所の平面図及び写真 (写真は、事業所の外観や就労訓練等が行われる場所)	(イ) 就労訓練事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有すること
3. 事業所の概要がわかる書類及び法人等の組織図	
4. 直近の貸借対照表又は収支計算書の写し (原本証明要)	
5. 就労訓練事業を行う者の役員名簿	(ウ) 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと
6. 誓約書(要綱様式第1号)	(エ) 誓約書1~8を確認後誓約すること 3については、情報公開の方法を記載すること (別添記入例を参照してください)
7. その他都道府県知事が必要と認める書類	(オ) 必要があると認めた場合、別途指示します

※社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合については、他の法律に基づく監督を受けるため、1から5の添付は不要です。

(2) 申請書類作成にあたっての留意事項

- ①使用する印鑑は、すべて法務局に登録されている法人の代表者印を使用してください。
- ②添付書類中、「原本証明要」となっている書類については、申請者の代表者印で原本証明を行ってください。

※原本証明の記載例

この写しは、原本に相違ありません。	
法人名	
代表者名	登録済印

- ③申請書類の大きさは、特段の定めがない限り、A4サイズ（日本工業規格A4列4番）としてください。
様式の使用に際しては、それぞれのページを片面ずつ（誓約書は、両面）コピーして使用してください。（写真は、A4用紙に貼付してください。）

(3) 申請書等の補正

申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、申請者は、大阪府の指示に従って速やかに補正してください。すべての補正が完了した後、認定に係る手続きを行います。

(4) 認定及び情報の公開等

知事は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行います。
この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業認定通知書を送付することにより、認定を行った旨を通知し大阪府のホームページ等で情報を公開いたします。
なお、認定以降府の担当者として事業所の所在地にある自立相談支援機関の就労支援員等が、事業所に連絡を取ってお伺いさせていただくこととしています。
一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書を送付します。

(5) 認定の取消

知事は、認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消します。

(6) 報告徴収

知事は、法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めます。

(7) 社会福祉事業との関係

認定就労訓練事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項の第二種社会福祉事業に位置付けられていることから、生活保護受給者も含め10名以上の定員を設け就労訓練事業を行う場合は、同法第69条第1項の規定に基づき、事業開始の日から一月以内に、第二種社会福祉事業開始届（認定生活困窮者就労訓練事業（10名以上の定員を設定する事業所））により、知事に届け出てください。

なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付してください。

4. 事業開始後（事業変更の届け出）について

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業について、3（1）の①に掲げる事項（3（1）①（カ）から（ク）までに掲げる事項を除く。）に変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を、3（1）①（カ）から（ク）までに掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を、認定生活困窮者就労訓練事業変更届（事前届出事項については要綱様式第6号、事後届出事項については、要綱様式第5号）により、知事に届け出てください。

なお、第二種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別に変更の日から一月以内に、社会福祉法第69条第2項の規定に基づき、第二種社会福祉事業変更（廃止）届（認定生活困窮者就労訓練事業（10名以上の定員を設定する事業所））により、知事に届け出てください。

また、第二種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施している場合で、定員を10名未満に変更する場合は、第二種社会福祉事業変更（廃止）届（認定生活困窮者就労訓練事業（10名以上の定員を設定する事業所））により第二種社会福祉事業の廃止を届け出てください。

5. 事業を廃止した場合について

就労訓練事業を行わなくなったときは、その旨を要綱様式第7号により、知事に届け出てください。

また、第二種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施している場合で、就労訓練事業を行わなくなったときは、第二種社会福祉事業変更（廃止）届（認定生活困窮者就労訓練事業（10名以上の定員を設定する事業所））により届け出てください。

※下記に示す保険については、国の情報提供によるものですが、大阪府社会福祉協議会ではお取り扱いしておりませんので、同等の補償がある保険の加入をお願いします。

生活困窮者就労支援のための保険について

1. 生活困窮者就労支援保険制度について

この保険制度は、平成 27 年 4 月より施行される生活困窮者自立支援制度における就労訓練事業・就労準備支援事業等について、①事業に係る活動の利用者が、その活動中に偶然な事故によりケガをされた場合、②利用者が事業参加中に第三者にケガをさせたり第三者の物を壊したりした場合に事業の実施主体が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償を行うものです。

2. 制度の概要

(1) 使用する団体保険制度

ボランティア行事用保険(「ボランティア行事用保険」の規定を準用するものとしませんが、一部、本制度独自の規定があります)

(2) 団体保険契約者

社会福祉法人全国社会福祉協議会

(3) ご加入いただける方(加入申込人)

社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センター等に登録されている団体(社会福祉法人、NPO、社団法人・財団法人、地方自治体)であり、就労訓練事業または就労準備支援事業(「自立相談支援事業」において、就労支援員等によるプランに基づくボランティア活動や、就労体験プログラムへの参加などの就労準備に向けた活動を含む。以下、就労準備支援事業等)を実施する団体

【営利法人が事業の実施主体である場合】

営利法人が加入申込人としてご加入いただくことはできません。ただし、就労準備支援事業については、委託者である行政(自治体)が加入申込人になる場合には補償対象とします。

※行政(自治体)の加入になりますが、社協の共催、後援、協力などは不要とします。

(4) 補償の対象になる方(被保険者)

ケガの補償 : 就労訓練事業または就労準備支援事業等の利用者

賠償責任の補償 : 就労訓練事業または就労準備支援事業等の実施主体となる法人、団体、自治体

(5) 補償の対象になる活動

- 都道府県知事に認定された就労訓練事業所が実施する「就労訓練事業」において、利用者個々の就労支援プログラムに位置付けられた活動
- 自治体より委託された「就労準備支援事業等」において、利用者個々の就労準備支援プログラムに位置付けられた活動

(6) 参加者人数要件

【宿泊を伴わない事業の場合】

1名からご加入いただけます。「ボランティア行事用保険」の加入要件である最低加入人数(20名)は適用しません。

【(合宿形式など) 宿泊を伴う事業の場合】

1名からご加入いただけます。

(7) 本制度の対象外となる事業内容

【対象とならない事業の主な例】

- 電動工具を使用する草刈り（除草）作業、下草刈り、枝払い
- 野焼き、山焼き ■ 防犯・防火パトロール（見守り等軽微な活動を除く） ■ やぐらの組立・解体
- 違法看板の撤去作業 ■ 工事現場の見学、建設機械の試乗・操作 ■ 廃品回収（清掃活動は除く）
- 植林 ■ 雪下ろし

(8) 補償金額と保険料

宿泊を伴わない事業：「ボランティア行事用保険」のA1行事に準じます。

※A2行事、A3行事に該当するような事業がある場合は、A2行事、A3行事の保険料を準用します。

宿泊を伴う事業：「ボランティア行事用保険」のB行事に準じます。

補償金額		保険料（1名あたり）※A1は1日・1名あたり		
死亡・後遺障害	400万円	A1	(宿泊を伴わない場合)	28円
入院保険金日額	3,500円	B	(1泊2日)	239円
外来手術保険金	17,500円		(2泊3日)	293円
入院手術保険金	35,000円		(3泊4日)	298円
通院保険金日額	2,200円		(4泊5日)	352円
対人賠償責任	2億円		(5泊6日)	357円
対物賠償責任	1,000万円		(6泊7日)	362円

(9) 保険金をお支払いする主な例

<就労訓練事業>

- 就労訓練に参加者が自転車で向かう途中、転倒してケガをした。
- 就労訓練からの帰り道、参加者が自動車事故に巻き込まれてケガをした。
- 就労訓練中に、参加者が施設内の階段を踏み外して転落し、ケガをした。
- 介護施設での就労訓練中、参加者が高齢者を抱きかかえた際に誤って落としてしまい、ケガをさせてしまい、実施主体である介護施設が損害賠償責任を負った。

<就労準備支援事業>

- 就労準備支援事業に参加者が向かう途中、駅の階段を踏み外して転落しケガをした。
- 就労準備支援事業で農業体験中、鎌で誤って指を切ってしまった。
- パソコンを借りて就労準備支援事業を実施した際、事業参加者が誤って水をこぼしてパソコンを壊してしまい、実施主体である団体が修理費などの損害賠償責任を負った。（ハードの物理的損壊の修理が対象となり、データなどソフトの損害は対象外です。）
- 就労準備支援事業で商店街清掃活動中に、ホウキの柄を看板にぶつけて壊してしまい、実施主体である法人が損害賠償責任を負った。

(10) 保険金をお支払いできない主な場合

<ケガの補償>

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- 脳疾患、疾病または心神喪失
- 妊娠、出産、早産または流産
- 外科的手術その他の医療処置
- 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質によるもの
- 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの
- 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教的・思想的な主義、主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

<賠償責任の補償>

- 故意
- 航空機、自動車または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下ろし作業を除きます。）に起因する賠償責任
- 施設や昇降機の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- 福祉用具貸与に関して他事業者（リース、レンタル業者）等から供給を受けている場合に、その用具に与えた損害に起因する賠償責任
- 受託物の自然の消耗、かし、ネズミ喰い、虫喰いなどに起因する賠償責任
- 受託物が利用者・第三者（受託物の所有者）に引き渡された日から30日以後に発見された損害に起因する賠償責任
- 法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為による損害
- 被保険者が他人に損害を与えることを予見して行った行為による損害
- 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- 汚染物質の排出、流出、いっ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- 修理または加工に起因する賠償責任
- 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

など

(11) お支払いする保険金の内容

保険金の種類		内容
ケガの補償	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)
	手術保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。
賠償責任の補償	①損害防止費用	被保険者が損害の防止や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。
	②緊急措置費用	損害の拡大や防止の手段を講じたあとに賠償責任がないことが判明した場合であっても、非保険者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。
	③権利保全行使費用	被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。
	④争訟費用	被保険者が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。
	⑤協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパン日本興亜が必要に応じて社協(被保険者)の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパン日本興亜に協力するために支出した費用をお支払いします。
	⑥損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。 ＜身体賠償事故の場合＞ 治療費、医療費、慰謝料等 ＜財物賠償事故の場合＞ 修理費、再調達に要する費用等 ※修理費及び再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 被保険者が損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を除きます。また、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象となりません。
	⑦対人見舞費用	対人事故が発生した場合に、償習として支出した見舞金、見舞品の購入費用をお支払いします。
	⑧事故対応特別費用	基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費等)をお支払いします。

用語のご説明

【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

※①から⑤までの費用は、原則としてその金額がお支払いの対象となります。

※⑥損害賠償金の額が支払い限度額を超える場合、④争訟費用は、次の産出によって得られた額をお支払いします。

争訟費用の総額=争訟費用の総額×支払限度額/⑥損害賠償金